原決定を取り消す。 本件を神戸家庭裁判所龍野支部に差し戻す。

理中

本件抗告の趣旨及び理由の要旨は、「抗告人は老齢かつ高血圧症のため長途の旅行に堪えがたいので、抗告人の肩書地を管轄する神戸家庭裁判所龍野支部において調停を受け度き旨申添え、昭和三六年八月七日同支部に、徳島県三好郡 a 町大字 b c 番地の d に住所を有する A を相手方とする養育費請求の調停の申立をなしたところ、同日同支部は不当にも抗告人の右希望を無視し、相手方の住所地を管轄する徳島家庭裁判所池田出張所に右事件を移送する旨の審判をなした。よつて、「原決定を取り消す、本件を神戸家庭裁判所龍野支部に差し戻す」との裁判を求める。」というにある。

ところで、一般に隔地者間の調停事件を適切迅速に処理するためには、特に家事事件の特質にかんがみ、家庭裁判所として特別の工夫を要する場合が多いのであるが、特に本件のごとく、調停申立書中に申立人が老齢かつ高血圧症のため長途の旅行に堪えないため御庁に申立てる旨の記載がある場合、もし、この記載が真実といる、抗告人(調停申立人)が移送を受けた裁判所に出頭することは期待しの実情、は不して、移送を受けた裁判所は再び原裁判所に調停申立人の実情、健康、および生活状況、その他調停の進行上〈要旨〉必要な事項の調査を生じ、著しくき調停の申立を受けた場合には、家事自て、原〈/要旨〉裁判所としては、右のごとき調停の申立を受けた場合には、家事自て、原、/要旨〉裁判所としては、右のごとき調停の申立を受けた場合には、家事自て、原、本書、との法書によるがみ、相手方任所地の裁判所に移送するかがよる前提として、少くとも抗告人にかがげた事にのを関するかを決するもある。なお書によっては、相手方の任所地を管轄する裁判所に、右の記書を行うに、右の話果を担けた。本書によっては、相手方の任所地を管轄する裁判所に、相手方側の事情によび、おりには関査を行うことを要するものと解する裁判所に、の結果を相当とおよび調停についての意向などの調査または審問の嘱託をなし、その結果を相当となる場合も考えられる。

かような次第であるから、裁判所が以上の点につき何等の処置をとることなくして、調停の申立を受付けたままの段階において、直ちに移送の手続をしたことは、 家事審判規則第四条第一項但書の適用を全く顧慮しなかつた違法があるというのほかは無い。

よつて、本件抗告は理由があるから、民事訴訟法第四一四条、第三八九条第一項 を適用し、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 大江健次郎 裁判官 沢井種雄 裁判官 北後陽三)